



子ども(15歳未満人口)最少、1493万人 40年連続で減少

～総務省が今年も「我が国のこどもの数」を発表～

◆5月5日の「こどもの日」に合わせて4日に総務省が「我が国のこどもの数」を公表しました。それによると、4月1日時点のわが国の子どもの数(15歳未満人口)は前年より19万人少ない1,493万人で、昭和57(1982)年から40年連続で減少し、過去最低を更新しました。少子化が進行している状況が見て取れます。男女別の内訳は男子が9万人減の765万人、女子が10万人減の728万人でした。

子どもの数を3歳ごとの区分でみると、年齢が低いほど少なくなっており、中学生にあたる12～14歳が324万人なのに対し、0～2歳は265万人でした。参考資料の図表1は3歳ごとの毎年の公表数値を並べたもので、この10年間で200万人減少しています。ただし「国勢調査」が行われると総務省の「推計人口」の基礎数値も変更されることから、毎年公表されている子どもの数は「推計人口」と必ずしも一致していないことに注意が必要です。

総人口に占める子どもの割合も0.1ポイント減の12.0%と、こちらは昭和50(1975)年から47年連続で割合が低下しています。この割合について、人口4千万人以上の各国との比較も公表されています。調査・推計年次に相違があるため厳密な比較はできませんが、日本は最低水準で、韓国12.2%(調査・推計時点2020年7月1日)、イタリア13.3%(同2018年7月1日)、ドイツ13.6%(同2019年1月1日)、スペイン14.4%(同2020年7月1日)などが続きます。この点からも、依然として厳しい少子化の現状が判ります。ちなみに過去40年にわたり「一人っ子政策」を取ってきた中国でも16.8%(同2019年12月31日)とわが国よりかなり高い水準です。

なお例年ですと前年10月1日現在の都道府県別の子どもの数と人口に占める割合も公表されていましたが、昨年度が国勢調査の年であったため未だ10月1日の都道府県別人口が公表されていないことから、これらの数値は今回は公表されていません。(事務局)

子育て世帯等への支援拡大へ

～経済財政諮問会議で社会保障や財政再建を議論～

◆4月26日に開催された経済財政諮問会議では、社会保障、特に少子化対策・子育て支援及び新型コロナウイルス対策と経済・財政一体改革について議論されました。このうち少子化対策・子育て支援については、新型コロナウイルス下で深刻化した子ども・子育て世帯が抱える課題や孤独・孤立問題、格差問題には早急な対応が必要であり、若者世代、子育て世代が安心できる経済環境を作っていくことが重要であるとの考えを示しました。子ども・子育て世帯が抱える課題としては、過去1年間で金銭的な理由で電気・ガス・水道・電話・家賃等の滞納があった割合は、2人親世帯が2～3%であったのに対してひとり親世帯では15～20%であり、ライフラインを失うリスクが高いことや、日本は欧米諸国に比べ、家庭内での育児時間、特に女性が担う育児時間が長く、また突然の用事の際に援助を頼む相手が少ないことなどを挙げています(参考資料の図表2参照)。

また、わが国の家族関係社会支出の対GDP比は2015年で1.31%でしたが、近年増加し、2020年には1.9%程度と、概ねOECDの平均水準(2015年で2.1%)へ近づく見込みであるとこれまでの支援策の実績を強調しつつも、これらの各種施策の効果を徹底的に分析・総点検した上で、応能負担を中心に財源を確保しつつ、より効果的な支出に振り向けていくべきとしています。

さらに、非正規雇用や育児に関する意識・風土や慣行を抜本的に改めるべきとの意見が出されています。具体的な方向性が見えにくい内容となっていますが、財政の健全化は引続き継続されることですので、例年であれば6月に取りまとめられる「骨太の方針」に何が盛り込まれるか注視したいと思えます。(事務局)

会社法等改正に伴う定款の確認を

～モデル定款を基礎とした定款は要注意～

◆「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に関しては既にご説明しましたが(fax news 210315)、この法律改正により定款の確認を要する点があります。

平成29年4月1日に施行された改正社会福祉法に際し、厚生労働省は「社会福祉法人定款例(以下「定款例」と言います。))」を、また全国社会福祉法人経営者協議会が「全国経営協モデル定款(以下「モデル定款」と言います。))」を、提示しました。

これらのうち、モデル定款を基礎として改正又は制定された定款は、役員・責任の免除に関して「理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について…社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(事務局注：以下「一社法」と言います。))第113条第1項の規定により…理事会の決議によって免除することができる」と規定されている場合があります。また同様に、外部理事、監事の責任限定契約に関する規定としても「…社会福祉法第45条の20第4項にて準用する一社法第113条第1項第2号で定める…契約を…締結することができる」と定められていることもあります。

ここで引用されている一社法第113条自体は改正されていませんが、会社法改正時に社会福祉法第45条の20第4項は削除され、準用の根拠規定として第45条の22の2が挿入されました。従って定款中に「第45条の20第4項」とある場合は「第45条の22の2」に改正しなければなりません。

定款例に準拠した定款の場合は役員・責任免除や責任限定契約に関する条文は入っていないはずですが、念のためご確認ください。(事務局)

お知らせ

◆皆様にご意見をお伺いしておりました、連携法人の会計基準(案)の提案書を昨日5月10日(月)に厚生労働省へ提出致しました。ご協力を頂いた皆様におかれましては、誠にありがとうございました。

◆ FAX NEWS (PowerPointにて制作) は下記URL総福研ホームページからダウンロードしていただけます。どうぞご利用下さいませ。◆



一般財団法人
総合福祉研究会

本部事務局
TEL : 03-5961-6061
FAX : 03-3915-2661

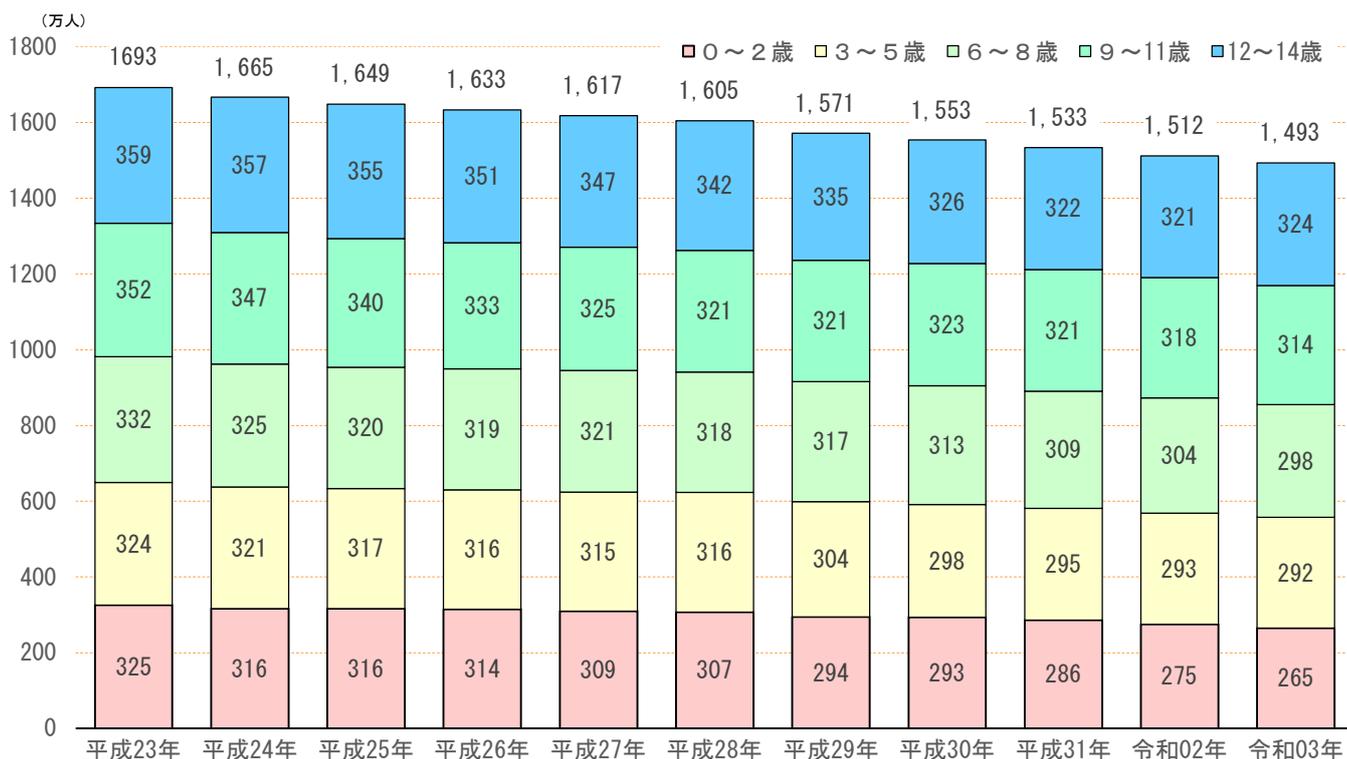
〒170-0004

東京都豊島区北大塚1丁目13-12 全経会館ビル2階

E-Mail info@sofukuken.gr.jp

URL http://www.sofukuken.gr.jp/

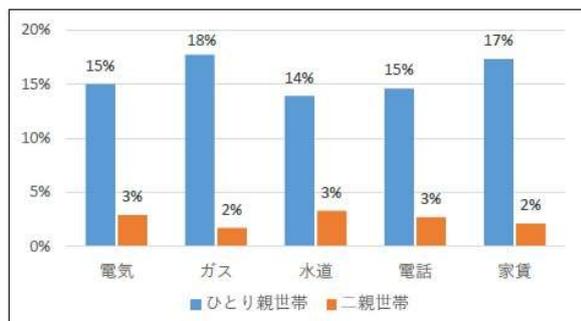
◆図表1 年齢3歳階級別子どもの数の推移



資料：毎年5月4日に総務省が発表する「我が国のこどもの数」から事務局で作成

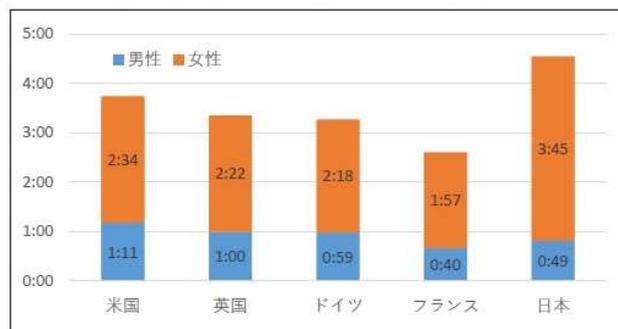
◆図表2 子ども・子育て世代が抱える課題

【図表2-1】過去1年間で金銭的な理由で滞納があった割合～ひとり親世帯がライフラインを失うリスクは1割から2割～

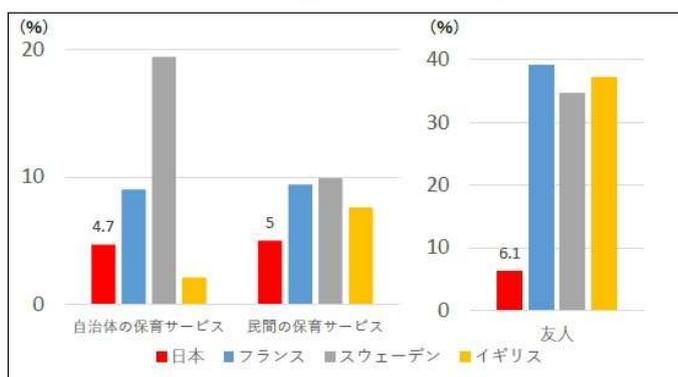


【図表2-3】子育て中の夫婦の育児時間

～日本は家庭内、女性の育児時間が長く、外部化が課題～

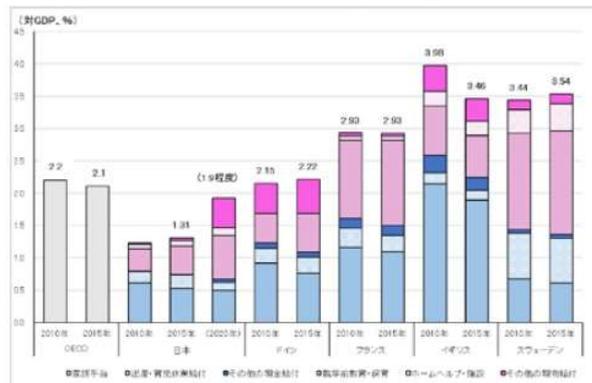


【図表2-2】母親が突然の用事の際に援助を頼む相手(割合)～保育サービスへの外部化、友人に頼る共助が弱い～



【図表2-4】家族関係社会支出の対GDP比

～近年増加し、概ねOECDの平均水準へ近づく～



(備考) 図表2-1は国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合い調査(2017年の調査)」により作成(親子2世代の世帯)。図表2-2は内閣府「少子化社会に関する国際意識調査(2015年)」により作成。図表2-3は内閣府「男女共同参画白書令和2年版」により作成。図表2-4は内閣府「選択する未来2.0」中間取りまとめ参考資料集及びOECD.Statより作成。